

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～一九（略）</p> <p>二十 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十五条第二号又は第六十八条第三号に規定する罪</p> <p>二十一～四十六（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二十七條第二号又は第二十九条第三号に規定する罪</p> <p>二十一～四十六（略）</p>

改正案	現行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～一九（略）</p> <p>二十 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十 五条第二号又は第六十八条第三号に規定する罪</p> <p>二十一～四十六（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二十 七条第二号又は第二十九条第三号に規定する罪</p> <p>二十一～四十六（略）</p>

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）（第三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一〇一九（略）</p> <p>二〇 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十五條第二号又は第六十八條第三号に規定する罪</p> <p>二一〇 四十六（略）</p> <p>（譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪）</p> <p>第十三条の二 法第十二条の五第二項第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 モーターボート競走法第六十五條第二号又は第六十八條第三号に規定する罪</p> <p>九〇十五（略）</p>	<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十九（略）</p> <p>二〇 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二十七條第二号又は第二十九條第三号に規定する罪</p> <p>二一〇 四十六（略）</p> <p>（譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪）</p> <p>第十三条の二 法第十二条の五第二項第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 モーターボート競走法第二十七條第二号又は第二十九條第三号に規定する罪</p> <p>九〇十五（略）</p>

暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）（第四条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇一九（略）</p> <p>二十 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十条第五号第二号又は第六十八条第三号に規定する罪</p> <p>二一〇四十六（略）</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇一九（略）</p> <p>二十 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二十七号第七号第二号又は第二十九条第三号に規定する罪</p> <p>二一〇四十六（略）</p>

国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～一九（略）</p> <p>二十 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十五條第二号又は第六十八條第三号に規定する罪</p> <p>二十一～四十六（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二十七條第二号又は第二十九條第三号に規定する罪</p> <p>二十一～四十六（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号八の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～一九（略）</p> <p>二十 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十 五条第二号又は第六十八条第三号に規定する罪</p> <p>二十一～四十六（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号八の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二十 七条第二号又は第二十九条第三号に規定する罪</p> <p>二十一～四十六（略）</p>